

野鳥のヒナ II



Q. 巣を撤去した。ヒナがいたので保護している。受け入れてくれる？

A. 鳥たちからすればそれは保護ではなく駆除になります。基本的に当施設では受け入れをしていません。木の伐採などで巣に気づかず誤って巣を壊してしまった場合などを除いて、ヒナや卵がある巣の撤去・処分、ヒナの捕獲も「鳥獣保護法」で禁止されています。小鳥の成長は早くヒナは1か月～2か月もすれば巣立っていきます。巣立ちが終わるまで見守ってあげてください。巣立ちが終わり空になった巣は撤去してもかまいません。巣を壊してしまっても親鳥はまだ子育てをあきらめていないことが多いので代替りの巣を近くに設置しヒナを入れておくなどの対応を試みて下さい。もし、親鳥が全く来ないようでしたら一度センターへご相談ください。

Q. ヒナが落ちていたので素手で拾ってしまった。においがついてるから巣に戻せない。

A. 野鳥は人の手のにおいなど気にすることはほぼありません。もちろんお互いの衛生面を考えて手袋などをはめた方がいいですが、ツバメなどはわざわざ人の住む場所の近くで巣を作っているくらいなので、素手で触ってしまってもかまいません。巣に戻してあげてください。戻したあとは手洗い、消毒をしっかりとってください。

Q. ある程度羽の生えた鳥のヒナが落ちていてじっとしているので保護した。

A. 何の種類の鳥かわかるくらいになったヒナは巣立ちヒナの可能性が高いです。巣立ち雛は産毛も多く羽もしっかり生えそろっていない状態で巣立ちを迎え、少しずつ飛び練習や餌の捕り方を親鳥から学んでいきます。じっとしているのは敵に見つからないように親鳥が餌をとってくるのを待っているからです。出血や明らかに調子が悪くない限りは保護する必要はありません。野鳥たちからすると「誘拐」になります。まだ幼くみえ心配な気持ちにもなると思いますが、ヒナたちにとってはここが一番大切な時期になります。拾ってしまった場合はそっと落ちていた場所に戻して、その場を立ち去ってください。心配だからと見ているといつまでも親鳥が寄っていきません。道路や道の真ん中に落ちていた場合は路肩や少し緑のある木陰に移動させてすぐ立ち去ってください。ひどく衰弱していたり、出血がある場合は保護する前に一度ご相談ください。

Q. 巣立ちヒナが怪我をしている。

A. どんな怪我ですか？ 怪我をした原因がわかりますか？ 明らかに交通事故や建物への衝突、ネズミ捕りシートに捕まったなどの原因で怪我をしてしまった場合は保護する必要があります。また怪我と言っても様々です。野鳥は基本的に歩行、飛行が可能でしたら保護する必要はありません。怪我の判断ができない場合は一度センターへご相談ください。

Q. 巣立ち雛がカラスに襲われていたので保護した。

A. 「野鳥のヒナI」でも同じことを書きましたが、野鳥たちはお互いに自然の食物連鎖の中で生き、つながっています。私たち人間が食事をするように、カラスやヘビなども食べ物を食べなければ生きていけません。小さなスズメやツバメなども虫を食べて生きていますので、人間の勝手な考えで食物連鎖に手を出すことはよくありません。気になるとは思いますがそのままにしてください。ただし、野良猫、野良犬は本来そこにいるはずのない生き物です。野生動物ではなく人間が人為的に連れてきた生き物です。もしネコに襲われそうになった場合はネコを遠ざけてください。